

広島県告示第九百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県庄原市口和町向泉地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項	
神宮寺川（一七六）	土石流	神宮寺川（一七六）	土石流	次の図のとおり	
神宮寺川（一七六隣一）	土石流	神宮寺川（一七六隣一）	土石流	次の図のとおり	
神宮寺川（一七六隣二）	土石流	神宮寺川（一七六隣二）	土石流	次の図のとおり	
後庵川（二七七）	土石流	後庵川（二七七）	土石流	次の図のとおり	
後庵川（二七七隣）	土石流	後庵川（二七七隣）	土石流	次の図のとおり	
皆原（八八六四）	土石流	皆原（八八六四）	土石流	次の図のとおり	
吉木（八八六）	土石流	後庵下川（一七八）	土石流	次の図のとおり	
後庵下川（一七八）	土石流				
吉木（一七五）	土石流				
吉木（一七五）	土石流	吉木（一七五）	土石流	次の図のとおり	
日南（八八六二）	土石流	日南（八八六二）	土石流	次の図のとおり	

皆原㊟(八 八六三)	土石流	次の図のとおり	皆原㊟(八 八六三)	土石流	次の図のとおり
皆原㊟(八 八六五)	土石流	次の図のとおり	皆原㊟(八 八六五)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。